

| No. | 質問内容 | 回答案 |
|-----|--|---|
| 1 | 工程管理で、化学混和剤の計量値とAE剤を累加する場合、設備の都合上、AE剤の計量が先になるけど各材料の判定を行えば良いのか。 | 計量の順番にはこだわりませんが、判定はJISの規定どおり行ってください。 |
| 2 | セメント受入検査方法から品質のばらつきの確認が削除されたが、試験成績表の標準偏差及び最大（最小）値の確認をしなくてよいということが良いか。 | 社内規格から“ばらつきの確認”を削除すれば、確認しなくても構いません。 |
| 3 | JIS Q 1011原材料の管理、セメントの受入検査では品質のばらつきの確認が削除となる。現在実施しているばらつきの確認の作業は行わない方がよい、または実施しなくて良いと考えて良いか。当月成績表からの 3σ 管理、社内規格への標準偏差への記載。 | No. 2を参照 |
| 4 | R5210等では「セメントの生産者」に改めたにもかかわらず「製造業者」に統一した意図はなにか？講習会においては「R5210等はメーカー向けのJIS」という説明があったが、であるならば5308内でプラントを生産者と呼ぶべきではないか？JIS全体の中での「生産」「製造」の違いは定義されているか？ | “生産者”という表現では、“実際にセメントを生産している者”を意味するという意見があり、従来からJIS Q 1011で使用していた“製造業者”という言葉が踏襲しています。JIS R 5210で使用されている“生産者”と言う表現と整合させるかは、審議時間が足りなくて十分な検討ができませんでした。次回の改正における検討事項とします。 |
| 5 | 骨材の試験頻度をまとめた表の中でJIS A 5005のふるい分けについてパブリックコメントの際の改正案では（粒度にのみ適用）の文言が削除されその解説では「受入検査として適さないため」といった趣旨の事が書いてあった。受入検査に不相当だから粒度以外にも適用するという意味が不明だった。どうなっているのか知りたい。 | パブリックコメントの改正案（解説）が意味不明であったことから、修正しています。碎石の場合、粗粒率は規定しないため、“粒度だけに適用”という文言を復活させています。 |
| 6 | 特に配合計画書において杓子定規にも程が有ると思う。「技術的常識」という以前に「常識」という言葉は今のJISでは死語と思ふべきなのか？ | 配合計画書では、利用者の利便性を向上させるために、様式を規定して増減できる欄のみを指定しています。 |
| 7 | レディーミクストコンクリート納入書の年月日について当工場で使用している納入書には「平成」の文字が印刷されています。本年5月1日以降、元号の変更に伴い、今使っている印刷物がなくなるまで訂正線をひいて使用したいからです。 | 訂正して使用してもらって構いません。ただし、注b)の内容が大きく変わっており、これまでの納入書では“標準の様式”とは認められないため、移行措置期間を過ぎるまでに変更してください。 |
| 8 | JIS Q 1011ではセメントの製造業者、R5210～14では生産者と表記されることになるが、この整合性は取らないのか？ | No. 4を参照 |
| 9 | パワーポイント15p、A3製造工程の管理について、動荷重検査について1ヶ月で連続5バッチに満たないが、1ヶ月の間に複数日の使用があった場合は使用の都度検査を行わないといけないのか？一ヶ月の間に一度でも検査していれば良いのか？ | 1か月トータルで連続5バッチに満たない場合は、使用したバッチ分だけ、動荷重検査を実施してください。なお、連続5バッチとはある1つの計量器で連続5回計量することを想定しています。連続性があれば、複数日で5バッチを構成しても構いません。 |
| 10 | 社内規格において、セメントの製造業者と記載すべきか、生産者と記載すべきか、どちらが良いのでしょうか？（説明会で聞いた感じは製造業者にすべきとは思いますが） | JIS A 5308では配合計画書で「生産者名」を記載することになっていますので、生産者名が適切です。 |
| 11 | 動荷重検査の連続5バッチに満たない場合の使用の都度とは5バッチ連続で実施できるまで全て実施するというのでしょうか？ | No. 9を参照 |
| 12 | 製造工程の管理、細骨材のふるい分けについて、週一回の頻度で受入検査と重複する場合は、両方でデータを取り扱って良いのでしょうか？ | 受入検査と工程検査で、試料の採取場所や採取のタイミングが異なる場合は、共有することは出来ません。 |
| 13 | セメントJIS改正予定の中で製造業者という表記を生産者に改める予定となっているが、JIS Q 1011の改正では製造業者のままになっている。これはセメントJISが改正される前という事が理由なのか？ | No. 4を参照 |
| 14 | 元々、高強度コンクリートのJISを取得している工場が $1N/mm^2$ きざみの呼び強度を増やす場合は臨時審査を受けるのでしょうか？ | 呼び強度を追加する場合は、あらかじめ登録認証機関に申請して承認を受ける必要があります。認証書（附属書）には、認証を受けた呼び強度が示されます。臨時審査の有無に関しては登録認証機関にお尋ねください。 |
| 15 | 普通コンクリートのフローに関して変更届を提出してから臨時審査を受ける日付が決まるのはどのくらいかかるのでしょうか？あるいは臨時審査を行ってから変更届を提出するのでしょうか？ | 登録認証機関にお尋ねください。 |

| | | |
|----|--|---|
| 16 | 5バッチ連続に満たない場合、使用の都度、動荷重検査を行うとあるが、5バッチに満たなければ毎日行うということか？動荷重ソフトでの確認だけで良いのか？使用の都度となると毎日出荷した場合、使用しているとはならないか。 | No. 9を参照 |
| 17 | 高強度コンクリートの場合、骨材変更の際の対応は普通コンクリートと同じで良いか？ | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 18 | スライド内で赤字と青字の違いを説明されていたが白黒印刷のため、違いが分からない。HPにPDFファイルでカラー資料を掲載してほしい。 | p 18及びp 19に赤字の部分を、p 20に青字の部分を整理していますので参考としてください。 |
| 19 | 動荷重検査において1か月間連続5バッチに満たない場合「使用の都度動荷重の検査を行う」とありますが、例えば4バッチが3日間あった場合、12バッチの動荷重検査を行わなければならないのでしょうか？ | No. 9を参照 |
| 20 | 分離抵抗性を担保とは、写真等で残しておくことで良いのでしょうか。（技術資料に残すことを前提として） | 目視による管理を行う場合、写真等による技術資料は有効な手段です。 |
| 21 | セメントの受入検査において「ばらつきの確認」が削除されたが生コン工場はセメントの試験成績表の「標準偏差」、「最大(小)値」にレ点等による確認をしなくても良いという解釈でよろしいのでしょうか？ | No. 2を参照 |
| 22 | 動荷重で1か月に5バッチに満たない場合、例えば1月に3バッチ2月に2バッチで連続5バッチと見なしてよろしいか？（現行はそういうことでもOKなはずですが） | 1か月に3バッチでしたら、3バッチ（全数）の検査で動荷重検査は終了です。No9を参照ください。 |
| 23 | 配合計画書が変更となり社内規格変更後に変更届提出となるが、工場毎に配合計画書が新旧異なると購入者が混乱するのでは？また元号が5月に変わるが元号変更後も移行期間中は現在の様式、平成が使用できるのか？できない場合、実質は5月までに変更届の提出が必要になるのか？ | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 24 | 用語と定義は社内規格に入れる必要はあるのか？ | 必要に応じて規定してください。 |
| 25 | 5/1以降、平成を削除して2019と表記する場合も変更申請を2日前に出さないといけないでしょうか。 | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 26 | 粗粒率を1回/日→1回/週 技術資料必要ですか。 | 工場の過去の実績等を踏まえ、変更の適否を判断した記録は保管してください。 |
| 27 | 安定化スラッジ水の使用の有無は伝票はどちらかに丸を印字となっているが文言として「安定化スラッジ水の使用は無し」と印字してもJIS違反にならないか？丸を印字するドット印字でずれる可能性がある。無が有になってしまう。 | 生コンクリートの購入者の方が誤解なく認識できる表現であれば、○で示す方法でなくても構いません。 |
| 28 | 最後の方の「JIS A 5308認証取得者の改正対応6/6」のppの内容に関し、2番目に「技術資料を整える」とあるが、具体的な説明がなかった（極めて重要）。例えば、高強度の呼び強度として46～47、48等が可となったが、これらの配合強度はどのように定めるのか？特に誤差（変動係数5～7%程度）を考慮した場合等。工学的、実用的説明が必要。 | JIS A 5308に規定する品質及び指定事項を満足し、検査に合格するように、技術資料を整えてください。 |
| 29 | 工場として普通コンクリートのスランプフローの追加をした後に、当面の間、あえてスランプフローのコンクリートにJISマークを付けないことは可能か。（協同組合としては組合員のスランプフローのJIS出荷開始の期日を揃えたいため） | 認証取得後において、JISマークを表示するか否かは、認証工場が判断することになります。 |
| 30 | JIS Q 1011附属書A注(2)3 動荷重検査に於いて連続5バッチに満たない場合の検査は“使用の都度”となっていますが、その場合の検査方法は、5バッチ満たしそうな日まで全数動荷重検査を実施しなければならぬのか。教えて下さい。 | No. 9を参照 |
| 31 | JIS Q 1011 工程管理においてスランプフローが普通コンクリートで両方1日で出荷されている場合は、どちらでも工程検査を実施すべきでしょうか。 | 工程検査では、スランプとスランプフローは別々に管理します。なお、強度は代表配合でも良いことになっています。 |
| 32 | JIS A 5308認証取得者の改正対応(3/6)で細骨材の粗粒率頻度を1回以上/日→1回以上/週として良いとしているが普通骨材全てが範囲となるのか？ | 細骨材全てが対象となります。 |

| | | |
|----|---|---|
| 33 | 納入伝票に「平成」が印刷されている場合、5月1日以降、社内規格を改正する時期（5月1日～9月中旬の間）二重線等で削除又は訂正で使用は可能でしょうか？ | No. 7を参照 |
| 34 | 製造業者と生産者という用語が混在しております。セメントの規格では生産者に統一したとの説明がありましたのでJIS Q 1011も統一された方が良いと思われま | No. 4を参照 |
| 35 | JIS A 5308改正に伴い社内規格にも用語及び定義を記載しなくては行けないのか（従来は附属書）。認証機関の審査員によっては、JIS A 5308と同じ並びにするよう指導する方がおられますがいかがでしょうか？ | No. 24を参照 |
| 36 | 普通強度領域でのスランプフローの追加認証を取得する際の技術資料は、テキスト内引用規格を参考に作成すれば良いですか。 | テキスト内の引用規格のJIS A 1159とJIS A 1160は、参考にできますが、JIS A 5308 では引用しておりません。JIS A 1150のみです。 |
| 37 | JIS Q 1011の新旧の部分も記載していただきたい。口頭だけだと分かりづらい | 今後の参考にさせていただきます。 |
| 38 | p 124上表の動荷重検査において1か月で連続5バッチに満たない場合の検査方法を“使用の都度、荷重検査を行う”と明確にしたとあるが、1か月で連続5バッチに満たない場合は出荷があれば毎日動荷重検査を実施する必要があるのか？ | No. 9を参照 |
| 39 | 動荷重検査において1ヶ月で連続5バッチに満たない場合、使用の都度とはどのような意味か。極端な話、ある配合において、毎日1バッチ出荷していたら全てにおいて行うという事なのか。 | No. 9を参照 |
| 40 | 動荷重の使用の都度は最終的に月5回やればよいのか？ | No. 9を参照 |
| 41 | 高流動コンクリートのフローを45を外して50, 55, 60で認証取得は可能か？ | 認証を受けるスランプフローは、選択することが可能です。 |
| 42 | 標準化する呼び強度を決定するとなっているが、1きざみでユーザーと協議して決めては行けないのか？決めた呼び強度別をどこに表記すれば良いのか？例えばJIS認証書の表に46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60と書くのか？ | 呼び強度を追加する場合は、あらかじめ登録認証機関に申請して承認を受ける必要があります。なお、認証書（附属書）には、認証を受けた呼び強度が示されます。 |
| 43 | スランプフロー材料分離の限度見本の例を表示してほしい。 | JIS A 5308の解説に、写真が示されています。参考にしてください。 |
| 44 | 今夏（7/1）、日本工業規格から日本産業規格に名称とその内容が変更となります。名刺や工場看板等にJIS認証製品製造工場等入っているところがございます。JISと記していれば問題ないが、日本工業規格と入っている場合は変更しないと違反となりますか？適切な対応を教えてください。 | 産業標準化法が7/1から完全施行された後、工業標準化法・日本工業規格は、産業標準化法・日本産業規格に読み替えて対応します。よって、これらの名称が変更されていないことを理由に指摘事項とはしませんが、できるだけ早い時期に修正してください。 |
| 45 | 追加されたフロー区分のJIS認証取得時の実験内容について、呼び強度36以上は告示等1102号により補正值が定められています。この場合、告示補正值を使用してJIS認証を取得する場合は、実機での確認は1回だけで良いでしょうか。実機3回の確認が必要でしょうか。 | 告示のS値を使用する場合、S値を求めるための実験は不要ですが、品質を担保するための実機試験等は別途必要です。 |
| 46 | A4 設備の管理 スランプフロー測定器具の「高強度コンクリートの場合」が削除されるが、普通区分のスランプだけを標準化している場合にもスランプフロー器具が必要と言われることが無いようにしていただきたい。 | その様なことは無いようにします。 |
| 47 | JIS A 5308引用規格のスライド27～29は「製造業者」を「生産者」に統一。JIS Q 1011のスライド12は「製造業者」に統一と、なぜ規格によって異なる用語に統一しているのか？ | No. 4を参照 |
| 48 | セメントのばらつきについて何のばらつきか今ひとつわからない。回収骨材についての設備管理がどの程度必要か詳しく知りたい。 | セメントのばらつきとは、試験成績表に記載されている標準偏差を示しています。また、回収骨材の運用には解説で記述している内容を考慮して、導入事例などの情報を収集してはいかがでしょうか。 |
| 49 | 2019.5.1元号改正に伴う具体的な手順、認証機関の了承を得る期限について教えてください。納入伝票のように5/1以降直ちに対応が必要な書類（認証機関の了承を得る前に運用は可能か？） | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 50 | 動荷重検査の改正案より「任意の配合」が抜けたことで全計量器それぞれについて連続5バッチの確認が必要と読み取られるが、そういう意味なのか？ | No.9参照 |

| | | |
|----|--|---|
| 51 | 普通コンクリートにスランプフローを追加する場合、臨時審査が必要とありますが、次回の認証維持と同時に審査することは可能であるか。 | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 52 | 社内標準化していない事項については、規定しなくて良いと解釈して良いですよね。 | 良い。 |
| 53 | スランプフローの規定については、技術資料を整備しておけば問題ないですね。 | その通りです。 |
| 54 | 整合性を図るため番号、記号等を社内規格とあわせた方が良いですか。 | 工場で見やすいようにしてください。 |
| 55 | 材料分離を判定する写真もバックデータとして必要となりますか（標準見本）。 | 目視で材料分離の有無を判断する必要があるため、基準となる資料（限度見本等）が必要となります。 |
| 56 | 用語及び定義3.1～3.11まですべて規定する必要がありますか？（社内標準化しているものは規定） | No. 24を参照 |
| 57 | 動荷重検査において連続5バッチに満たない場合は使用の都度（5バッチ以下）でもOKですか。各計量器別に行わなければいけないのか。 | No. 9を参照 |
| 58 | 膨張材、フライアッシュ等の混和材を袋で投入し、プラントで練り混ぜたものにJISマークを付すことは可能ですか？ | 膨張材、フライアッシュ等の混和材の袋での投入は、標準化すれば可能です。 |
| 59 | スランプフローの材料分離抵抗性について、説明内容によると、生コン会社が写真等で分離状態を定義すると理解しました。JISマーク化するためには登録認証機関から認証されなければなりません。この分離の判断は定量的ではなく感覚的なものにつき、例えば審査する側の分離と生コン会社の定義した分離が合致しない場合はどうしたら良いのでしょうか。 | 工場で作製された限度見本に基づき、登録認証機関は判断します。なお、材料分離抵抗性の担保は、工場において技術資料が必要です。 |
| 60 | フレッシュコンクリートの空気量調整をAE剤の計量で行わない場合、社内規格で計量方法にAE剤の量の計量について記載しなくても良いという理解で良いでしょうか。 | AE剤を使用しない場合には、社内規格に記載する必要はありません。 |
| 61 | 高強度コンクリートをJIS認証されている生コン会社が呼び強度40、50、60の間の1/Nmm ² きざみの呼び強度を追加する場合の技術資料は高強度コンクリート大臣改定認定申請書としても良いのでしょうか？ | 使用材料などが共通であれば使用可能です。ただし、No14を参照ください。 |
| 62 | テキスト p 124偏在防止対策とは具体的にはどんなことですか？テキスト p 121「JIS Q17025のうち該当する～、かつ、次のいずれかとする」とありますが、第三者機関は誰がどのようにして任命されているのでしょうか？ テキスト p 127普通コンクリートにスランプフローを追加する際に必要な対応で資料を備えていれば技術資料などの提出は必要ないのですか？今回の改正はいつ頃建築基準法に反映される予定ですか？今回説明会のpptかPDFのデータをいただけないでしょうか？ | ・偏在防止は、対策を仮定して検証をおこなってください。 ・第三者試験機関は、NITEやJABが認定した試験所など p 9注 (2) に記載があります。 ・スランプフローの追加では技術資料を整えて、登録認証機関に変更申請を行なうことが必要です。 ・告示の改正時期に関しましては、お答えする立場にありません。 |
| 63 | JIS A 5308引用規格のスライド27～29に製造業者改め生産者とありますが、JIS Q 1011のスライド12にはセメント製造業者とあります。どちらに統一すれば良いですか？ | No. 4を参照 |
| 64 | p 124化学混和剤にAE減水剤を累加する場合とありますが、AE剤が微量のため直接、水の計量槽に入れているが、今後は計量値を測らないとだめということですか。その場合、設備変更とかをしないといけませんが、設備の変更も必要ということでしょうか？ | 生コンクリートに使用する原材料は、計量が必要です。また、管理されていない原材料を使用することはできません。 |
| 65 | 全てにおいて具体的な日付を案内していただきたい。○月○日から施行で経過期間は○月○日まで等。 | 改正前に確定情報をお知らせすることはできませんが、3/20公示で6ヶ月の経過措置期間が設けられる予定です。 |
| 66 | 安定化スラッジ水の使用の有無について計量印字記録や単位量報告書への明示は適合性の認証において審査の対象となるのでしょうか？ | 安定化スラッジ水の使用の有無の明示は、配合計画書及び納入書で行います。計量印字記録には水の計量値として記録され、審査の対象となります。 |
| 67 | 細骨材の工程ふるい分け1回/日が1回/週に変更になっているが、現在1回/日で実施している工場は変更必要ないとの説明であったが、改正規格に対応しなくても良いのか？ | 検査頻度が緩和される方向ですので、現状の1日以上/日で実施していただいても構いません。なお、工場の過去の実績等を踏まえ、1回以上/週に頻度を変更する際は、登録認証機関へ届け出が必要です。 |

| | | |
|----|--|--|
| 68 | AE助剤の動荷重管理追加に伴い、AE助剤の使用手法、管理方法、保管方法等を標準化して社内規格に規定しなければならないのか？また、AE助剤の使用を計量器でなく流量タイマで管理している場合の対応についてはどうか？ | タイマー管理している場合も、生コンクリート製造時の計量値に対して3%の許容差で管理する必要があります。 |
| 69 | 化学混和剤とAE助剤のみ可能か？例えば化学混和剤①と化学混和剤②の場合も可能か？ | 可能です。 |
| 70 | 元々、混和剤販売店なので質問です。AE吐出量をタイマー管理している場合、動荷重管理は不可能だと思うのですが、どう対応するべきであるか？また、仮に希釈AE材（200倍）とした場合、合否判定は、計量目標値に対して3%で良いのか？希釈前の原液に対して3%の誤差を許すならば6%？400倍希釈、100倍希釈等に対しても同様？希釈倍率を大きくして、変動時のリスクを抑えている工場はどうすべきか？ 100×AE=3% 300×AE= それぞれに対して3%で良いのか？ | No.68参照 |
| 71 | テキスト p 122（下） 説明で「販売店も認める」との発言がありました。回答で文書にさせていただけますか？ | 製造業者の定義はJIS Q 1011で、生産者の定義はJIS R 5210で示されており、これらの定義に合致する販売店であれば問題ありません。なお、それぞれの用語の整合化は次回改正時に検討します。 |
| 72 | スランブフローを追加する際に必要な対応などは社内規格に追加する必要がありますか。基礎資料のみでOKですか？ | JISで規定された要求事項については、社内規格への規定が必要です。 |
| 73 | 1N/mm ² 単位の認証について何の提出が必要か。普通コンクリートの認証維持が去年終わったばかりだが、スランブフローの追加分はどうしたら認証を受けたら良いのですか。（変更届けに必要なものは何があるんですか） | スランブフローを追加する場合は、登録認証機関へ届け出が必要です。その際に必要な資料等は、登録認証機関へお尋ねください。 |
| 74 | 普通コンクリートのスランブフローを標準化後、増粘剤一液タイプの高性能AE減水剤の在庫を常時していなかった場合（標準化したもののスランブフローコンクリートの受注が少ないケースに想定できる？）。定期認証維持審査時の製品試験の際、混和剤を手計量しても良いのか。標準化する際、社内規格に手投入の作業標準を規定しておけば上記ケースの対応は可能か？ | 手計量の手法が標準化されていれば可能です。 |
| 75 | 「使用の都度、動荷重の検査を行う」について1ヶ月で連続5バッチに満たない場合、1バッチ製造があった場合、検査は1回で良いのか？「4m ³ を3バッチで製造すれば3回の検査」、「1m ³ 1バッチの製造であれば検査は1回」という解釈で良いのか？ | No. 9を参照 |
| 76 | 工程管理 AE剤は計量しているが、これも動荷重検査が必要ですか。 | 各材料の計量に使用している全ての計量器について、動荷重検査が必要です。 |
| 77 | セメントの受入検査→成績表の「平均値」のみ確認でOKか？～ばらつき削除（標準偏差、最大値・最小値の削除？） *改正JIS法が7/1に施行されるが工業標準化→産業標準化に書き換える必要があるか？ある場合期限は？ | ・No2を参照 ・No44を参照 |
| 78 | 型枠の検査 設備として50本型枠があった場合、50本とも全て検査しないといけないのでしょうか。 | 抜き取り検査を否定してはいません。 |
| 79 | JIS Q 1011の「セメント製造業者」は「セメント生産者」とするのが良い。資料面とJIS R 5210～5213とJIS Q 1011で用語が異なる改善してほしい。 | No. 4を参照 |
| 80 | 代表サンプルは今後はできないのか（複数工場の認証）。AE剤を累加計量でなく単独計量する場合は合否判定は必要か。 | ・代表サンプルによる認証は、これまで実例がありません。 ・単独計量する場合も、合否判定は必要です。 |
| 81 | 「JIS A 5308認証取得者の改正対応（1/6）」において配合計画書/納入書の様式変更（記載欄の増減は混和剤・骨材のみ可能）このカッコ内はどういう意味ですか。 | （ ）内は、配合計画書についての記述です。 |
| 82 | 回収骨材をA方法で使う場合、偏在防止策を定めるために必要な技術資料は、どのような内容が必要か？具体的な例があれば提示願いたい。 | 回収骨材を数回に分けてホップへ投入するなど、回収骨材の偏在を防止する作業方法を確立してください。 |

| | | |
|----|--|--|
| 83 | 普通コンクリートでスランプとスランプフローを認証範囲としている場合、それぞれの製品試験を実施するとあるが、維持審査の日程が1日から2日に延長する場合は出てくるのか？ | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 84 | 附属書A表A.3工程管理 注(2)4.4) AE剤を単独で 軽量計量 する場合、計量値の合否判定は必要か。その場合は±3%となるのか。濃度によって基礎資料があれば、その許容誤差は変更してよいか。 | 単独計量の場合でも合否判定は必要です。その際の許容差は、規定のとおり±3%となります。 |
| 85 | 化学混和剤とAE剤を個別に計量している場合の対応は？ | 個々に計量して、合否判定します。 |
| 86 | 動荷重が月5バッチ連続で無かった場合、1日で無かった場合すべて動荷重検査が必要となるという意味ですか？また、月の初めに機械が故障してしまうことを考えたら毎回初日に動荷重検査を行わないといけなかと考える(対応) 必要が出てくるのでしょうか。 | No.9を参照 |
| 87 | p102にJIS A 1109が改正予定であると書かれていますが、どうなのでしょう？後のページには記載がないので。 | 今年度改正予定という事ですが、詳しい情報がありません。 |
| 88 | JIS A 5308の改正では、塩化物含有量測定器具とあるがJIS Q 1011では、塩化物含有量測定装置とある。どちらを採用するのか。 | JIS Q 1011における塩化物含有量測定器具とは、カンタブ、検知管、滴定用ガラス器具など、塩化物含有量測定装置とはソルター、ソルメイトなどです。一方、JIS A 5308における塩化物含有量測定器具とは、JIS Q 1011の塩化物含有量測定器具又は装置と同意です。次回の改正で用語の整合化を検討いたします。 |
| 89 | 化学混和剤の累加計量について。AE剤を計量し、その後AE減水剤(高性能AE減水剤)を累加計量するのはいいのか。その場合AE剤の計量値とAE減水剤(高性能AE減水剤)を累加した計量値についてそれぞれ合否の判定を行う。 | No.1を参照 |
| 90 | 6か月の移行措置の起点日は具体的にいつですか？p128①～⑤のどれが移行措置の日か？(社内規格の改正は④までを6か月以内で良いのか。) | 公示日からです(例：3/20～9/19)。移行期間内までに⑤まで実施する必要があります。 |
| 91 | 1) JIS Q 1011本体13.3表示の方法より現在社内規格内では「運搬車1台ごと」のみ表記であるが「運搬の都度」という文言も表記しなければならないのか？ 2) JIS R 5210～製造業者という表記が生産者と改めるにあたり、社内規格内での表記も「生産者」へ改める必要はあるのでしょうか？(製造業者と生産者 が が混同している) *JIS Q 1011ではセメント製造業者に統一とある。 | 1) 規格の意味が変わらなければどちらでも構いません。 2) No.4参照 |
| 92 | JIS Q 1011<附属書A>A.3表A.3注(2)3)より動荷重検査の1ヵ月連続5バッチの考え方は、日をまたいで例えば2バッチ+3バッチでOKだと言われましたが、検査表は一つにまとめて判定するのか、各々で判定した方が良いのか？(検査表様式1枚、2枚どちらが良いのか？) | まとめてください。 |
| 93 | 設備の管理について、注(1)塩化物含有量測定器の略称を「塩化物含有量測定装置」に改めたところがあるが、装置ではなく器具ではないか？ | 注(1)は、塩化物含有量測定装置の校正に係る記述のため、装置で問題ありません。 |
| 94 | セメントの原材料で引用規格と1011の違いがあり社内規格には、生産者と製造業者どちらに規定すれば良いのか。 | No.10を参照 |
| 95 | 普通コンクリートにスランプフローを追加する時の(分離性抵抗性を担保)の方法として、Jリングフロー試験だけで良いのか、また、その他具体的な方法を教えてください。 | 材料分離抵抗性の担保の方法は、JISで規定しておりません。Jリングフロー試験も1つの方法ですが、目視による確認の場合は、限度見本等が考えられます。 |
| 96 | JIS Q 1011附属書A.2表A.2「セメント製造業者」に対するJIS A 5308「生産者」との整合性は？社内規格上の取扱いについて | No.4及びNo.10を参照 |
| 97 | 動荷重について満たない場合の検査 再補方法 が示されたが、計量印字記録での後追いで良いか？また、 奥子 奥子 使用の 頻度 都度 とあるが後追いの場合はより5バッチに近い(3より4)もので検査するのか？工場環境で計量印字記録装置がなく後追いでできない場合、より多いバッチが発生するたび動荷重が必要か？ | No.9を参照 |

| | | |
|-----|--|---|
| 98 | 用語及び定義について 必要でないのものは社内規格に記載しなくてもよいでしょうか？ | No. 24を参照 |
| 99 | 動荷重、連続5バッチに満たない場合について JIS配合であっても、JISマークの打てない範囲の小量練りについては動荷重検査は必要でしょうか？動荷重検査はあくまでも設備の検査で配合についてはモルタル等の特注品でも実施できると思いますが、小量練りについては計量が安定しないため、また、検査結果は該当する計量器についてのみでいいでしょうか？ | 動荷重検査は工程の検査です。JIS製品に使用する全ての計量器について検査を行ってください。なお、JISマーク品の最小練り量を下回るバッチは除外しても結構です。 |
| 100 | セメントJISと1011の製造業者⇄生産者、社内規格ではどちらが良いか。 | No. 10を参照 |
| 101 | JIS改正への対応～6カ月の移行措置 納入書の様式変更在庫を移行期間ギリギリまで使用したいが、他の社内規格改正が移行期間前に実施する場合、納入書の様式のみ移行期間まで使用したい場合の表記の仕方はどのようにした方が良いか、議事録、社内規格など。 | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 102 | 社内規格の原材料規格に記載するセメント会社は、JIS A 5308に従って生産者とすべきか、JIS Q 1011に従って製造業者とすべきか、どちらでも良いのか？ | No. 10を参照 |
| 103 | 今回の改正において普通コンクリートの範囲でフローが追加された。この中でJIS A 1159 (Jリングフロー) という新しい試験方法が加えられた。何かの規定でこの試験は目標フロー60に適用と謳われているらしいが、JIS A 1160 (評価基準) における要求事項としてPJ値の区分として500mmの評価基準が記載されている。これはどの様に理解すれば良いのかを教えてください。(JIS化を検討し配合を作成する場合、1160の要求事項も満足する必要があるのか？) | JIS A 1159及びJIS A 1160は、JIS A 5308及びJIS Q 1011で引用されていません。また、スランブフローの範囲は45cm～60cmとなっており、適用範囲も異なります。従って、JIS A 1159とJIS A 1160は、あくまで参考として、JIS A 1150で材料分離が生じないことを確認してください。 |
| 104 | 高強度コンクリートの呼び強度に関して大臣認定はFc60迄で承認を受けているがS値の設定により60+S=70 (夏期) の実績がある。今回の改正ではFc+S=60迄のJIS化を認めるという事で良いか？ その場合、区分、追加として呼び強度を細かく区分けしての申請が必要であるのか？ | Fc+Sが60ということです。 標準化する際に呼び強度の指定は必要です。No14を参照ください。 |
| 105 | JIS A 5308 8.1.1a)に書かれている「セメント生産者」とJIS Q 1011 A.2で定義された「セメント製造業者」と何か定義の違いはあるのでしょうか？用語の統一は出来ないのでしょうか？セメント関連JISも「製造業者の表記を生産者に改める」とありますが、生コン工場や骨材業者も規格によって「生産者」と「製造業者」と表記が違うのはなぜですか？ | No. 4を参照 |
| 106 | 動荷重検査は同一配合でなければいけないのか？納入書にも「必須」「任意」と入らなければならないのか？ | 動荷重検査は同一配合でなくてかまいません 納入書はJIS A 5308の様式を確認してください |
| 107 | 5308改正対応以前に、平成を西暦に変更(計画書、納入書等)する場合は変更届は必要か？ | 登録認証機関にお尋ねください。 |
| 108 | 動荷重でフライアッシュを混和材として利用している工場は計量器が混和材とAE剤の両方を計量する事になる。それが月に例えば1m ³ ずつの場合、5日間分だけをやれば、それ以降は確認しなくても良いのか。 | 全てのバッチについて計量値を目視で確認しつつ、任意の連続5バッチについて動荷重検査を行ってください。 |
| 109 | 普通コンクリートのスランブとスランブフローにおいて製品試験ではW/C式が同一の場合、同じロットで管理して良いか？スランブとスランブフローは別々になると思うが空気量は同一で良いか？ また、工程の場合は代表配合のみ(スランブのみ)で良いか？ | スランブとスランブフローについては、製品及び工程の両方において、別々に管理することが必要です。強度試験において、w/cの関係が同一で、かつ同一呼び強度であれば、同じロットとしても構いませんが、いずれかに不適合が発生した場合、スランブとスランブフローの両方の製品に影響が出ます。スランブとスランブフローについては、別々に管理が必要です。 |
| 110 | 普通コンクリートの種類及び区分について出荷実績も購入者からの要求も無いスランブフローについても規格化しなくてはならないのか？これからも出荷実績はみこめず、その為に試験器具購入、検定等はさけたく省けるものであれば外したいと思います。 | JIS表示を行わないものを規格化する必要はありません。 |

| | | |
|-----|--|---|
| 111 | 普通コンクリート区分でスランプフローのJISを標準化しようとする際に臨時審査が必要となる旨の説明があったが標準化のための配合の基礎資料が必要になってくるのでしょうか。また、それはどのような内容が必要ですか。なお、当社は国土交通大臣認定の「高流動コンクリート」の認定を取得しているのですが、その時の申請図書等が基礎資料に該当するのでしょうか。ご教示よろしく申し上げます。 | 配合設定根拠となる基礎資料が必要です。大臣認定の資料は役立つと思います。ただし、大臣認定の「高流動コンクリート」とJIS A 5308 で規定している「スランプフローで管理するコンクリート」は、要求品質が異なることに留意ください。 |
| 112 | 普通コンクリート区分でスランプフローのJIS認証を取得した場合、3年ごとの定期審査で製品試験が必要である旨の説明であったが、3年間のうち納入実績が0件、つまりn=0の場合でも3回の製品試験が必要になるのでしょうか。併せて、ご教示よろしく申し上げます。 | 定期認証維持審査では、製造実績に係らず製品試験を実施することになります。 |